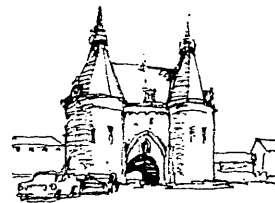


ドイツとフランスの 社会的格差の比較

(西ドイツ)



ボンにあるドイツ産業研究所 *das Deutsche Industrieinstitute* で、フランスとドイツの社会的格差の調査をしたのによると、フランスの賃金水準はドイツに比べてかなり低く、しかも労働時間も長いし、社会保障の水準もずっと低いという。フランスの1時間あたり賃金は、最近の公的資料では、3.41ドイツマルク(DM)であるに対し、ドイツは4.89DMであり、一方物価は1967年初めから、フランスでは約4%上昇しているに対し、ドイツは約1.2%にすぎない。また週労働時間はフランスでは47.3時間であるに対し、ドイツでは43.9時間である。老齢年金(65歳以上)はフランスでは月最高340DMであるが、ドイツでは540DM、さらに職員の場合830DMに達

している。疾病の場合ドイツの労働者は賃金の全額を受けるに対し、フランスでは3日間の待期期間をおいてその後50%を、最高460DMの範囲で受けるにすぎない(*Frvnkfurter Allgemeine Zeitung* vom 29, Mai)。

この調査に対しブリュッセルの専門家は次のように述べ、フランスの労働組合の抗議を解説している。

たしかに疾病および老齢給付についてはかなり差があるが、賃金水準ではそれほど差があるわけではなく、これは基本的にはフランスの労働組合のドゴール体制および中小企業における愛国主義的企業指導に対する政治的反抗の態度の結果である。

フランスの実質的週労働時間は、1936年に

週40時間労働が規定されたに係らず、最近の資料では約47時間である(ドイツでは43.9時間)。もっとも40時間を越える7時間については25%の超過勤務手当がついている。時間当り賃金はフランスでは、1967年秋の調査によると、ドイツより20%ないし25%低く、4.72DMに対し3.40ないし3.50DMである(男女を合わせて)。ただしフランスでは労働時間が長いので、平均賃金ではドイツの水準より15%ないし20%下がるだけである。

社会保障の拠出および租税の負担はドイツの方がフランスより高く、このためフランスの週平均賃金はドイツに比し約10%だけしか低いことにならないという計算になる。もっともフランスでは児童手当が第2子について68DM、第3子には102.60DMあることを忘れてはならない。ドイツでは第2子については所得限度7,800DM以下について25DMであり、第3子に対しては50DMにすぎない。

次にフランスでは疾病の場合の賃金継続支払いはまったくなく、疾病手当は3日間の待期期間後賃金の50%しか支払われない。多子家族の場合は1ヵ月後66%にまで上げられ

る。ドイツでは6週間賃金の全額が支払われ、7週目から75%となるが、そのほかに子のある家族には手当がある。フランスではまた疾病保険の自己負担分が相当上げられたほか、疾病の際の費用は一応自分で払って、後払いを受けることになっている。

フランスの老齢年金はドイツに比べてかなり低く、退職前数年間の収入の最大40%にしかならない。最高340DMに限られている。このほか実質賃金の比較に当たって、住宅事情が著しく悪いことも考慮しなければならない。

フランスの労働組合の抗議はさらに、一般労働者と高い地位の職員層との収入の差が、イタリアほどでないにしても、非常に大きい点にもある。ドイツはこれに比べてこの差はそれほどでなく、被用者の平均年収は、総支配人とか主任技師まで含めて、1967年にフランスでは14,000DMに達しており、ドイツの11,500DMより2,500DM多く、したがってフランスの高級職員の収入はこの平均値をずっと上回っている。さらにフランスでは高級職員の数（イタリアはさらに基だしいが）、ド

イツより多いのである。

(Frankfurter Allgemeine Zeitung, 7. Juni

(9頁からつづく) エクアドルを相次いで独立させ、その業績により「解放者」El Libertador と呼ばれている。ついでながら、流血の独立運動に成功し、偉大なる解放者として尊敬されたボリヴァルの名前は、1825年に形作られたボリヴィア共和国やヴェネズエラ国の通貨ボリヴァールに、記念として現在でも残されている。一度失敗してハイチに逃れたボリヴァールは、再起して1819年にヴェネズエラに上陸しているが、同年2月に新しい民主的な政府の樹立を目指し、かれを取りまく聴衆を前に演説した。政治的にも、経済的にも独立し、真の民主的な政府の樹立を目指すかれの言葉の中で、新しい政府の在り方について述べている。

「最良の政府というものは、最大の福祉、最大の社会的安堵 social security, および最大の政治的安定をもたらすものである」

アンゴストラ Angostura で行なわれた、かれの演説の中に、いみじくも、社会保障 social security という用語が用いられていたが、この用語の中には、すでに、今日の社会保障と結

1968)

(安積鋭二 国立国会図書館)

びつく概念が含まれていた。そして1世紀以上を経て、アメリカで社会保障法という形となり、装いを新らしくした近代的な社会保障の概念が育ってくることになった。

ボリヴァルの演説の中に、social security という用語があったからといって、かれが今日の社会保障という概念を把握して、この用語を使ったものでないのは、もとより当然なことである。かれが用いたのは、スペイン領アメリカがスペインの属領として、桎梏のもとに置かれていたという背景に基づくものである。すなわちかれは政治的にも、経済的にも、また、社会的にもスペインの支配を脱して、新らしく樹立される政府が、市民に幸福な生活を与えるものでなければならないということを示したのであって、今日、われわれが考えるような経済的な不安の除去は、まず、独立の達成からということであった。

いずれにしても、かれの言葉に social security がはいっていたのは面白い。

(平石長久 社会保障研究所)